

アパルトヘイトと 南アフリカ共和国の 弾圧政策

国際連合人権委員会の措置

人権委員会議長

ペトル・ネドバイロ



国 際 連 合 広 報 セ ン タ ー

ま え が き

以下は南アフリカ共和国の人種差別政策に反対する人々に対し、同国政府がどんな抑圧を加えているかをのべたものである*。

アパルトヘイトの事実を簡単にいえば、まず第一に、南アフリカ共和国が人種別による差別政策を同国の国家政策としているということである。よく誤解があるが、この点で他の大陸諸国でみられる人種差別の現象とは決定的に異なる。1948年にはじまったこの国家政策というのは、全国民をアフリカ人、白人、有色人、アジア人の四つのグループに分類し、それぞれの人種グループ別に個々の背景にもとづいてそれぞれの自治をみとめ、個別的に調和のとれた発展をはかることを目的とするとされているが、その実、国民の5分の1以下の人口をもつ白人による少数者支配である。政治、経済、社会、法律はおろか、個人の家庭生活の営み方にいたる迄、人種によって異なる規則が網の目のようにはりめぐらされ、これらの法律の適用または違反に対する刑罰の適用はきびしい。差別のの実例をあげれば、国のあらゆる重要な公選ポストへの被選挙権は白人のみにみとめられている。その他の人種には限定的に選挙権がみとめられているが、その際、選挙してえられる権利があるのは白人である。国内には人種別の居住地区が定められていて、そこへ半強制的に移住が強いられる。白人居住区へは他人種は原則として入れず、特別許された者のみが出入できるが、その際、許可証の携たいを怠っていることがみつかる则有罪になる。人口の8割を占める非白人に国土の13パーセントを、白人に国土の87パーセントの居住区を割当てている。

労働の面では、医師、法律家などすべての専門職、技術職は白人のみに確保されており、アフリカ原住民は、法律上、被傭者となることができない。そのため、アフリカ人は労働組合を結成することができない。ストライキは有罪である。白人と非白人間の結婚はおろか恋愛さえも法律で禁じられている。学校では、このような人種別の個別的発展が、非白人にとっても望ましい、と教えられる。人種別学であることはい

* アパルトヘイトの現実の概要については、国連広報センター刊行のパンフレット「アパルトヘイトとは何ですか——南アフリカの人種差別の実体」を御覧下さい。一般に無料配布をしていますから希望者は下記へ御申込み下さい。

東京都千代田区大手町2-4 新大手町ビル411 (郵便番号100) 国際連合広報センター

うまでもない。

こういう体制を維持するためには、これに反対する者への厳しい弾圧が行なわれるのは、いわば必然の結果である。同国では近年、軍備、警察力の著るしい拡大が伝えられている。

このような南アフリカ共和国の政策は、何十年来、国際的非難の的であり、国際連合でも毎年、これを非難する決議その他が可決されるが、一向に事態改善のきざしはない。国際連合では、事態改善の一方法として、誠に迂遠ではあるがアパルトヘイトの害毒を世界に知らせてこれに反対する強力な国際与論をおこすことを期待している。この小冊子は以上のような目的をもって出版されたものである。

アパルトヘイトと南アフリカ共和国の弾圧政策

国連人権委員会議長 ペトル・ネドバイロ

委員会はアパルトヘイトを弾圧する

南アフリカのアパルトヘイト政策（人種差別政策）に反対する者に加えられている過酷な弾圧は、20世紀後半の30年間に人類が直面しているもっとも忌むべき罪悪である。南アフリカ共和国政府が行なっているこの弾圧政策は、この政府がアパルトヘイト政策を遂行するための方策である。アパルトヘイト政策とこの政策の実行は、もっとも明らかな形での人権侵害であり、人種主義にもとづく暴政となっている。

事実、南アフリカの国家基本政策にまで強められたアパルトヘイト政策は、南アフリカの土地にもとから永住していた民族または人種グループの集団虐殺を目的とする政策であると言っても過言ではない。南アフリカに住むおよそ1,300万人のアフリカ人は絶滅される運命を負わされており、人種差別を目的とする法律の施行によって、非人道的なアパルトヘイト政策に対し少しでも反対する徴候を見せた者は、死刑、その他の体刑を含む肉体的な危害を加えられることを免がれない。これらの要素は、すべて、人種的恐慌状態を作り出しており、国連総会が決議第2202 A(X X I)で述べているように「国際の平和と安全に対する重大な脅威」を構成している。

文書にあらわれた弾圧の事実

国連のアパルトヘイト特別委員会は、人権委員会に対してアパルトヘイト政策に関する討議を要請したときに、南アフリカで拘禁、留置されている者に対して行なわれている不当な取扱いを明らかにする文書を添えて提出した。

この文書には、南アフリカの90日間拘留法によって拘留されたアフリカ人の証言、ロベン島刑務所に拘禁されていた政治犯の宣誓供述書が含まれている。この他、南アフリカの政治犯弾圧措置について自己の体験を述べた団体や個人が発表した文書も出されている。

「南アフリカの刑務所に拘禁されている人々の釈放を求める世界運動」から提出された文書の中で、拘禁を経験した人が90日間拘留法について次のように述べている。

「1963年一般法律改正法（General Laws Amendment Act）による90日間拘留法の施行によって南アフリカの法制度そのものが破壊された。この法の下で、公安警察が違反があると考える件について情報を収集するため、一般人がその事件に直接関係があるなしにかかわらず90日も拘留されている。しかし、リボニア事件の警察側証人が述べているように、拘留されている者の多くは、単にその者が警察にとって邪魔だということで留置されているに過ぎず、しかも拘留期間中の取扱いや、情報収集のための尋問の方法などは警察側で随意に決定されており、被疑者は弁護人や裁判所に連絡する機会も与えられていない。」

最近の南アフリカにおける拘留期間や留置人数に関する統計が示すところによると、弾圧は組織的に行なわれていることが明らかである。この統計によると、1963年には、3,355人が種々の治安維持法規によって拘留されており、このうち592人はトランスケイ地方で留置、拘禁されている。また、800人以上が90日間拘留法の下に独房に留置されている。そして、これらの人々の多くは合法的議会政党である自由党の有力な党员達であった。

南アフリカでの拘禁者釈放世界運動は、さらに、「数百人に上る無実の被疑者に加えられた警察の恣意的な不正行為」に関して詳細に記述している。この記録によると「60人以上が90日以上拘留され、婦人を含む8人は180日以上留置されていた。このうち400人は裁判所で有罪の判決を受けたが、300人以上は無罪として釈放された。従ってこれら300人は完全にいかなる違反も犯していないにもかかわらずひどい精神的、肉体的苦痛を受けたのである。留置された者のうち26人が、くける、打つなどの苦痛を与えられたことを申し立てており、このうち19人が、さらに、電気ショックの苦痛を与えられた。これらの不当な取扱いを受けた者の多くは、後難を恐れて、不当な取扱いについて詳細な陳述をするのを拒否している。このうえ、100人以上が現在く裁判を受ける権利を停止する法律（Non Trial Act）>によって拘留されている。1963年3月から1964年8月までの間に111件の政治裁判が行なわれ、1,315人が有罪の判決を受けた。この有罪判決のうちわけは——44人が死刑、——12人が終身刑、——994人が合わせて5,713年の禁固刑、——1人が6回の鞭打刑、——340人放免となっている。

アパルトヘイトに対する反対者

いかなる文明国の市民も、どのような極悪な犯罪が、拘留者に対する以上のような残酷な刑罰に価いするものであるかを知ることを要求するであろう。また、どんな男

女が、このような罰と不名誉を受けるべく選ばれたのであろうか。国連アパルトヘイト特別委員会のアツカー・マロフ議長は最近のステートメントの中で、人種差別政策を行なっている国の政府によって被害を受けた者の一部の名前を発表している。

——ロベルト・マンガリソ・ソブクエ 南アフリカの汎アフリカ会議指導者で、シャープビルの人種差別反対デモを指導したかどで人種差別主義者の手によって禁固刑の判決を受けロベン島に拘禁されており、彼が釈放されるはずの日に発効した1963年の特別法によっていまだに拘禁されている。

——チーフ・アルバート・ルスリ 平和の人であり、1960年の黒人通行証焼捨て運動の指導者。現在はナタールの小さな指定地から外に出ることを禁止されているばかりか、すべての社会活動を禁止されている。

——ネルソン・マンデラ 警察の追求の手から逃れて人種差別政策に対するレジスタンス運動を組織したが、1962年に逮捕され、終身刑を言いわたされ、現在ロベン島刑務所で衰弱している。

マロフ議長は、「これら偉大な南アフリカ国民の組織は禁止され、数千人に上るアパルトヘイト政策反対運動の指導者達はノン・ホワイト（非白人）はもとより、アブラム・フィッシャー氏のごとき白人も含めて、刑務所に収容されているか、国外に逃亡しているのが現状である」と述べている。

この、アブラム・フィッシャー氏とネルソン・マンデラ氏は二人とも法律家であり、自分がさばかれる裁判の機会を利用して、アパルトヘイト体系に対する積極的な反対者としての立場を説明する証言を行なった。この証言の中で両氏は、南アフリカでの生活の特徴となっている極めて不愉快な状態を改善しようとするすべての努力を妨害している弾圧組織によって、反対活動に入らざるを得ないことになったのだと述べた。フィッシャー氏はまた次のように述べている。「私は公共治安維持に関する法律が遵守されなければならないという原則は受け入れている。しかし、法律自体が不道德なものとなり、法が——暗黙または不干渉によるにしても——組織的弾圧への市民の協力を要求するようになった時には、個人としてより高い次元の責任が生ずるものと、私は信ずる。このような事態は、人をして、このような法律の承認を拒否せざるを得ない立場に追いやる。私は、国民の4分の3が全く参加を許されず、従って国民を全く代表していない政権が施行している法律によって起訴されているのである。これらの法律は、南アフリカ政府が主張しているように共産主義の浸透を防止するためではなく、皮膚の色が違うという理由によって大多数の市民から、基本的人権を亨

受する権利を奪おうとする政府の政策に反対する者の口を封ずるために作られたものである。南アフリカの市民の大多数が奪われている人権のうちには、＜自由と幸福を享受する権利＞、＜国内で自由に選んだ場所で家族とともに生活する権利＞、＜自己の能力を最高に発揮して生計を立てる権利＞、＜文化的な方法で子供を養育、教育する権利＞、＜国政に参加し、国の生産した富の公平な分配にあずかる権利＞、などがある。すなわち一言にしていえば、「人間らしく生きる」権利を国民大多数が奪われているのである。私の良心は、このような法律に従うことを許さないし、このような法律にもとづく有罪の判決をも承認し得ない。従って、たとえ私がこの法廷で有罪の宣告を受けるとしても、私は有罪とされ得ない。私は、将来、歴史が私が正しく行動したことを認めることを固く信じている。

ネルソン・マンデラ氏の弁論

マンデラ氏は法廷で証言を許された時、南アフリカの社会を毒している悪を非難しつつ、彼が組織した＜ウムコント・ウエ・シツウェ運動—Umkonto We Sizwe—＞の原則と政策を擁護するため現政府に反抗せざるを得なくなったいきさつについて次のように述べた。「私も含めて、この組織を創設した者は二つの理由から抵抗運動をはじめた。第一の理由は、現政権の政策によって、アフリカ人民による暴力は避けられないものとなり、この人民の感情を制御し、はけ口を与えるため責任ある指導がなされないならば、この国の異なった人種間に戦争の際でも見られない程の敵意を生むに至るテロ行為が起ると私達は恐れたからである。第二の理由は、暴力なしには、アフリカ人民が白人優先主義に対する闘争に勝つ道は開けないと信ぜざるを得なかったからである。白人優先主義の原則に反対を表明する合法的な方法は種々の立法措置によって閉ざされ、アフリカ人は、永久的に劣等な地位に甘んずる運命を受け入れるか、さもなければ現政権に反対するか二つのみちを選択せざるを得ない立場に立たされているのである。私達は暴力を避けるために法律に従わない道を選んだのである。この道がさらに立法措置によって閉ざされ、政府がその政策に対する反対者を力をもって弾圧しようとする場合にのみ、私達は暴力に対して暴力でむくいることを決めたのである。」マンデラ氏は、さらに、1952年アフリカ国民会議長（African National Congress）となり、1960年にノーベル平和賞を授けられたA. J. ルツーリ氏の次のような悲痛な叫びを引用した。「私の生涯のうちの30年間で、かんぬきを嚴重にかけられた、閉ざされた扉を、忍耐強く、ひかえ目に、ノックすることに空しく費やされてしまった

ことを誰が否定しえよう。忍耐と中庸の結果は何であったか。過去30年の間に私達の権利と進歩を制限する法律が最も多く施行され、今では、私達はほとんど権利を持たない状態にまで落ちこんでいるのである。」

ここにあげた人々は、その他多くの同様な境遇の人々と同様に、彼等の人としての権利を剝奪されたうえ、その状態に甘んずることを拒んだことで、これを二重に罰する不正な体制によって、忍耐の限度を越えるところまで押しやられたのである。

拘禁者の待遇

南アフリカの政治犯に関する情報を外の世界の者が入手することは極めて困難である。情報を外部に漏らすには大きな勇気と巧妙さが必要とされ、従って、受刑者が置かれている状況についての記録はほとんど得られない。南アフリカ政府は政令で、国内の報道機関や市民が拘禁されている者の状態について調査せんさくするのを禁止しており、同時に、刑務当局を外部の批判や情報もれによる不利益から完全に保護している。

従って、次に掲げる南アフリカで拘禁されている人々の苦悩に関する記録は、これらの人々がさらに迫害され傷つけられることを防ぐため個人についての詳細な記述を避けている。次の受刑者による供述と宣誓供述書の抜粋は、国際世論を侮辱するものであり、南アフリカが行なっている不当な取扱いの現実を明らかに示すものである。

A氏による供述…… 私は手錠をかけられたうえ、しゃがませられました。二人の白人警察官が部屋にいました。やがて、私の顔に袋がかぶせられました。そして、かせをはめられた足とうでの間に棒を通すことが出来るよう手をぐいと引かれました。両手の中指と薬指に電線がまかれ、私は電気ショックを受けました。私が何も情報をもらさず、ただ泣き叫んだので、彼等は一度電線をほどこき、今度は中指と人差指に電線をまき、さらに電気ショックを与えました。しかし、私は話すべき何の情報も持っていなかったのです。

B氏による供述…… 私が、これでは殺されてしまうと訴えと、彼等は、再び私に電流を通じました。私が床に倒れたので、警察官の一人が、私の頭の上に足で乗り、踏みつけました。私の顔はそのためはれ上り、あごが動かなくなったので、一週間以上、流動食以外の食事をとることが出来ませんでした。

宣誓供述書写し…… 私が逮捕された時は某警察署の独房に留置されました。警察はボコ氏なる人物について尋問しました。私はボコについて何一つ知っていませんで

した。彼等は私をなぐりつけ私は床に打ち倒されました。ひどくけったり、なぐられたりするのが一時間も続きました。胸、頭、足などをけり続けながら警察は私にボコについて質問をしました。私は三日続けて、一日に一時間程ずつ尋問され、その度になぐる、けるの暴行を受け、暴言をあげられました。

宣誓供述書写し…… 彼等が私を尋問している間中、ムチで私の体を打ちのめしました。彼等は、また、げんこつで私をなぐり、何度も私は地面にたたきつけられて気を失ないました。

このような拘禁者による宣誓供述書の内容から、これらの者に加えられた不当な取扱いがはっきりと推論できる。さらに、恐るべきことは、裁判所自体が警察によるこのような不当な取扱いを許しているようにみえることである。1964年8月14日、イバン・シュルムブルカーという留置人の妻が、警察の目を逃れて持出された夫からの情報にもとづいて、夫が不当な取扱いを受けている事実について裁判所の裁定を求める訴えを提出した。しかるに裁判官は次の理由にもとづいてこの訴えを却下したのである。「留置人を裁判所に出廷させることによる拘留の中断は、拘留の目的を阻害するおそれがあり、従って、法律は、特に、拘留されている者の裁判所への訴訟権を排除しているのである。通常、裁判所の所轄事項である市民を保護する機能は、この法律によって、法務大臣、警視総官と彼の部下に委譲されているのである」。(ヨハネスブルグ、1964年8月14日)

南アフリカ拘禁者釈放世界運動本部が発表したところによると、90日間拘留法による留置人は、その拘留期間を通じて独房に留置されており、30日間以上の独居拘禁を禁じているジュネーブ条約に違反して、60人以上が90日以上、婦人3人を含む8人が180日以上独房に拘留されたのである。

このような独居拘禁経験者の一人であるアルフレッド・スゾ氏は、後に、結局、無条件に釈放されたが、この間実に240日も留置されていたのである。

報告書はさらに警察の不当な取扱いの事実について次のように述べている。「90日間拘留法の実施によって、公安警察は、尋問の手段として電気ショックをほとんど普通に利用するようになった。しかし、より手強い政治犯に対しては、自白を強要するためより巧みな拷問を行なっている。ある拘留者達は、床にチョークで書かれた小さな四角形の中に立っていることを強制されたが、立たされる時間は最低7時間、最高は57時間にもおよんだ。彼等が立っていられなくなっても、無理に立たされ、気絶すると蘇生されて再び立たされた。」さらに釈放世界運動の報告は次のように述べてい

る。「拘留法の実施により南アフリカの公安警察は S.S（秘密警察）やゲシュタポ（ナチスドイツの秘密警察）と同様な意味をもつようになった。彼等は、その犠牲者にとって全能であり、そのえじきとなった者は警察の慈悲にすぎないに生きる道がない状態である。その尋問方法は、拘留者を廃人とすることを目的としている。また、釈放世界運動のメモランダムは、南アフリカの B・J・フォルスター法務大臣さえ 90 日間拘留法を審議した国会において、「人間が廃人にされるのを見るのはあまり気持のよいことではない。これらのことを行なっている人々はその責任をとらねばならない」と述べたと報告している。しかもなお、法務大臣の下にある警察は、目をつけて捕えた人間をいまわしく残酷な方法で破壊することを許されているのである。

拘留された人々の多くは、釈放後精神科医の治療を必要とし、そのうち少なくとも 6 人は、あまりにも完全に＜だめ＞にされたので精神病院に入院することになったほどである。その他、絶望のあまり自殺した者もある。以上は国連人権委員会に提出された報告によって明らかにされた南アフリカのサディズムの例である。

多くの反対と国連安全保障理事会の要請により、1965 年に、90 日間拘留法の施行が停止されたにもかかわらず、現在、再び、180 日内の拘留を許す法律が存在するようになっている。これは、検事総長に、一定級以上の犯罪に関する国側の証人となり得るどのような人をも逮捕して、6 カ月間、外部の連絡を断って留置しておくことを命令する権限を与えた 1965 年の改正刑事手続法第 215 条の再適用である。したがって、状態は全く改善されていない。

政治犯として刑務所に収容された者の報告

アパルトヘイト特別委員会が最近南アフリカ非人種主義オリンピック委員会のデニス・ブルータス会長から受取った手紙は次のように述べている。「現在、私の頭を占領している問題は、南アフリカの刑務所の実情である。私は、南アフリカ、特にロベン島刑務所で受刑者が受けているもっとも恐るべき苦痛と荒廃を出来るだけ多くの人々に知ってもらいたいと切望している。私は、このことを自分の仕事として、この事態を深く憂えている自分自身のため、また、その状態を出来るだけ広く世界の人々に知らせてほしいと私に要望した同囚の友人のために、なし遂げたいと願っている。私は受刑者に対して行なわれている残酷、不正な取扱いを実際に経験しており、このようなことは刑務官自身が作った規則にさえ違反するものであることを知っている。そして、アパルトヘイト政権に反対して投獄された人々が度々その犠牲者となっている

のである。私はこの事態に関して世界の良心に訴え、これを終結させる方法を考え出すと同時に、特に、国連の特別な機関がこの問題に積極的な関心を向け、得られた情報に照してもっとも適当と思われる行動を起こすことが緊急に必要であると信じている。」なお、ブルータス氏は1964年7月、政治的臭いのする5つの違反に問われ18カ月の禁固刑の判決を受けて、その刑期のほとんどをロベン島刑務所で過させられている。

国連とアパルトヘイト

国際連合は、南アフリカ政府の政策の根本である「人間の自由の侵害」に対しこれまでずっと十分な警戒を行ってきた。様々の国連機関や委員会は、いろいろな側面からアパルトヘイト政策を研究、討議しており、総会決議第2189(XXI)、第2202A(XXI)で「人類に対する犯罪行為である」と定義され、人類の良心に衝撃を与えているこのアパルトヘイト政策を南アフリカ政府に放棄させるため、多くの決議が採択されて来た。

最近、国連の南アフリカアパルトヘイト政策特別委員会は、「南アフリカ共和国が刑務所に拘禁、拘留している者、ならびに、警察に留置している者に対する不当な取扱い、特に、アパルトヘイト政策に反対したという理由で、専断的な法律にもとづいて拘禁されている多くの人々に対する取扱い」に関して人権委員会の注意を喚起した。アパルトヘイト特別委員会は、南アフリカ政府のアパルトヘイト政策に反対する者に対する過酷な措置は、これらの人々に対する復讐の目的もあってますます強められつつあり、政府の権限についての国際基準と世界人権宣言に完全に違反するものであると見ている。このため、特別委員会は、人権委員会が、南アフリカの人種差別政策の被害者の状態を改善することを目的とした調査を行なうことについて協議し、事態に対して緊急に措置をとるよう要請した。

国連人権委員会の活動

20年を越える国連人権委員会の歴史の中で、南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策が討議されたのは、第23回委員会が最初であった。この時委員会の討議の対象となったのは、公式には、南アフリカのアパルトヘイト政策に反対したため警察に留置されたり、投獄されたりしている人々に対する拷問と不当な取扱いに関する問題であった。しかし、実際には、アパルトヘイト政策全体が討議の対象となったのである。特に明らかなことは、アパルトヘイト政策に反対する者に加えられた拷問と不法な取扱

いを非難する決議の採択と同時に、委員会が、アパルトヘイトの野蛮な行為に対する深い憤りを表わした決議を行なったことである。

拷問と不法な取扱いに関する決議案の中で、委員会は、南アフリカ共和国政府による継続的かつ重大な国連憲章違反、国際法ならびに国際道徳に対する背反を強く非難した。さらに人権委員会は、アパルトヘイト特別委員会が提出した報告書に記されている、アパルトヘイト政策に反対して投獄された人々に対する南アフリカ政府の非人道的な処遇は、その犠牲者に対する二重の権利侵害であると非難した。

この問題をさらに検討するため人権委員会は、著名な法律家、行刑専門家による特別作業グループを創設した。この作業グループの任務は、(a)南アフリカで刑務所に収監されている者、警察に拘留か保護監察されている者が拷問や不当な取扱いを受けているという訴えを調査し、(b)連絡を受けつけ、証言を聞き、必要な場合対策を講じ、(c)具体的なケースについて人権委員会に必要な行動を勧告することである。さらに、作業グループは、(d)適当な近い将来に人権委員会に報告書を提出することを求められている。人権委員会議長によって任命されたこの作業グループの顔ぶれは次のようなものである。フェリックス・エルマコラ教授——ウィーン大学（オーストリア）、L・マルシャゾースタン氏、ペルー政府法律顧問（ペルー）、イブラヒム・ボイエ検事（セネガル）、ワルド・E・ワルドノーラムジー氏、弁護士（タンザニア）、プラニミール・N・ジャンコビク学長、ニス大学（ユーゴスラビア）。

具体的行動の要請

国連事務総長は、人権委員会の要請により、南アフリカ政府に電報をうち、事態に対する委員会の深い憂慮と関心を伝えたと共に、南アフリカ政府の政治犯取扱いが文明国の行刑法と慣習の基準にまでたかめるため根本的改革を行なうよう要請した。

人権委員会は、また、事務総長に対し、出来るだけ早い機会に、南アフリカにおける政治犯や拷問などを受けた犠牲者の証言を含む公式文書、ならびに、ネルソン・マンデラ氏とアブラム・フィッシャー氏が法廷で行なった証言の内容について世界に周知させるための措置をとるよう要請した（14頁の参考資料8）。同時に、全加盟国は、すべての広報メディアを用いてこれらの事態を国内に周知するよう求められた。さらに人権委員会はこれらの記録について、すべての人道的国際組織の注意を喚起し、事態の緊急性にかんがみて、出来るだけ早く南アフリカの非人道的な状態を緩和するための措置をとるよう要請した。

委員会は、また、全加盟国政府、民間団体、個人に対し、国連南アフリカ信託基金（同国の差別的、抑圧的法律の犠牲者達に法律的援助を与えたり、拘禁者の被扶養者を援助するため1965年設置されたもの）に対して、物心両面の援助を与えるよう求めるとともに、国連事務総長が各加盟国と協議の上、アパルトヘイトの犠牲者のための援助を受けとるための窓口を各国に設けるよう勧告した。事務総長は、人権委員会が開会している間に自ら議長の要請にもとづいてとった種々の措置について委員会に報告している。

人権委員会によって承認された他の機関による勧告

人権委員会は、その他の決議の中で国連憲章、総会と安全保障理事会の決議に背いて南アフリカ政府がアパルトヘイト政策を推進した結果一層悪化しつつある非人道的状態に関して1966年8月～9月の国連アパルトヘイトセミナー（ブラジリア）が下した結論と勧告を再確認した。セミナーの勧告のうち、邪悪なアパルトヘイト政策と戦ってこれを絶滅することを目的としたものを人権委員会は特に重視しており、加盟各国に対し、犯罪的な人権差別政策をとっている南アフリカ政府に対する制裁措置を嚴重に遂行するよう要請した。委員会は、また、南アフリカの人種差別的、植民地主義的政權に、政治、貿易、経済、軍事のいずれかの協力を行ない、人種差別政策の遂行を助けているような国を非難し、ただちに協力を中止するよう要請した。

人権委員会は、また、奴隷と奴隷売買に関する決議の中で、アパルトヘイト政策と植民地主義に内在する奴隷制度的な慣習を非難し、ここに表われている現代的形態の奴隷制度をさらに研究するための決議を行なうとともに、国連経済社会理事会に対し、南アフリカが自国内と南西アフリカで行なっているアパルトヘイト政策の奴隷労働的な慣行を直ちに終結させるための措置をとるよう要請した。

特別報告者の任命

人種差別とアパルトヘイト政策、人種分離主義に効果的に対処するための措置を決議したとき、人権委員会は、特別報告者を任命した。特別報告者は、国連のこれら政策に対する過去の措置を研究する他、南アフリカ、南西アフリカ、南ローデシアのアパルトヘイト政策を形づくり、これを維持している法律や慣習、特に、強制労働の実体、経済、社会、教育などとの関係、拘禁者の処遇、弁護人の援助を受け、公正な裁判を受ける権利上の不平等などについて報告し、勧告案を作成する。この勧告案は、

第24回人権委員会が検討したあとで総会に提出され、アパルトヘイトと人種差別の政策に国連が対処する方策を決めるための基礎となるものである。

人権委員会は、この特別報告者の研究報告と勧告を1968年春にテヘランで行なわれた国際人権会議に提出するため最優先議題としていた。

委員会は、さらに、各国が政府の広報機関の一部をアパルトヘイト政策の害悪を国民に周知することに専心させることを検討するよう訴えた。

人権委員会の特別会議

1967年3月21日、人権委員会は、国連総会決議 2142 (XXI) の決議した「国際人種差別撤廃日」に当って特別会議を開いた。人権委員会議長、ジュネーブ国家会議議長、フランス、イラン、コスタリカ、アメリカ、セネガル、ソビエト、アラブ連合の各代表が演説した他、国連事務総長がこの日に発表したメッセージが代読されたあと、アパルトヘイト政策反対のためにシャープビルで犠牲となって死んだ人々のため黙とうを捧げた。

以上、人権委員会がアパルトヘイトの悪を終結させることを目的として行なった措置と勧告の概要である。第23回人権委員会が終了したあとで、アパルトヘイト特別委員会のアッカー・マロフ議長は「人権委員会の決議は、アパルトヘイト政策に反対するための国際運動に対する大きな貢献として歓迎されている」と述べている。私達も、人権委員会がアパルトヘイト特別委員会やその他の国連機関と共にアパルトヘイト政策の完全撤廃を早急に勝ちとるため貢献し続けるよう希望しようではないか。

参 考 資 料 選

1. Apartheid and Repressive Measures in South Africa: Action by United Nations Commission on Human Rights, by Petr Nedballo. UN. 1967.10p. (Reprinted from UN Monthly Chronicle, Vol.4, No.5, May 1967. OPI/265)
2. The Anatomy of Apartheid: Questions and Answers on the United Nations and Racial Discrimination in South Africa. UN, 1968,22p. (OPI/316)
3. アパルトヘイトとは何ですか——南アフリカの人種差別の実体, 国連広報センター, 1968年, 33頁
4. Apartheid in South Africa: Extracts from the Special Committee on Apartheid of the Government of South Africa;

- I. UN, 1963, 47p. \$0.25, (Sales no.: 63. I. 42)
- II. UN, 1965, 52p. \$0.35, (Sales no.: 65. I. 12)
- III. UN, 1966, 36p. \$0.30, (Sales no.: 66. I. 7)
5. Foreign Investment in the Republic of South Africa. UN, 1967, 18p. \$0.50 (ST/PSCA/SER.A/1, A/AC.115/L. 56/Rev.3., Sales No.: 67.II.K.9)
6. Review of United Nations Consideration of Apartheid. UN, 1967, 27p. \$0.75, (ST/PSCA/SER. A/2., Sales No.: 67.II.K.12)
7. Military and Police Forces in the Republic of South Africa. UN, 1967. 15p. \$0.50, (ST/PSCA/SER.A/3, A/AC.115/L. 203-204. Sales No.: E 67, II.K.25)
8. Apartheid and the Treatment of Prisoners in South Africa: Statements and Affidavits. UN, 1967, 112p. (OPI/279)
9. The United Nations and Apartheid: Publication Feature No. 5., UN, March 1968, 24p. (OPI/310)
10. Seminar on Apartheid, Brasilia, 23 August to 4 September 1966. UN, 1966, 41p. (ST/TAO/HR/27)
11. The Policies of Apartheid of Government of the Republic of South Africa: Note by the Secretary-General transmitting the report of the International Seminar on Apartheid, Racial Discrimination and Colonialism in Southern Africa. UN, 1967, 68p.+69p. (A/6818)
12. Report of the Special Committee on the Policies of Apartheid of the Government of the Republic of South Africa. UN, 1967, 61p. & 78p. (A/6864 & Add.1)
13. Allegations Regarding Infringements of Trade Union Rights in the Republic of South Africa: Report of the Ad Hoc Working Group of Experts. UN, 89p. + 50p. (E/4459)
14. Study of Apartheid and Racial Discrimination in Southern Africa: Report of the Special Rapporteur. UN, 1967, 515p. (E/CN.4/949 & Add.1-5)
15. Special Study of Racial Discrimination in the Political, Economic, Social and Cultural Spheres (Report submitted by the Special Rapporteur, Mr. Hernan Santa-Cruz). UN, 1967, 145p. (E/CN.4/Sub.2/276)
16. Apartheid: A selective bibliography on the racial policies of the Government of the Republic of South Africa. UN, 1968, 52p. (ST/LIB/22)
17. ユネスコクーリエ, ジャパンタイムズ刊:
1965年6月号 人種と偏見特集号, 1967年5月号 アパルトヘイト特集号
18. Apartheid: Its Effects on Education, Science, Culture and Information. UNESCO, 1967, 205p. \$1.50

19. The Effects of Apartheid on Education, Science, Culture and Information in South Africa: Summary of report by the UNESCO. UN, 1967, 23p. \$0.40(Reprinted from UN Monthly Chronicle, Vol. IV, No. 3, March 1967. Sales No.: 67.I.6)
20. Declaration Concerning the Policy of Apartheid of the Republic of South Africa and ILO Programme for the Elimination of Apartheid in Labour Matters in the Republic of South Africa. ILO, 1964, 45p. \$0.50
21. Second Special Report of the Director-General on the Application of the Declaration Concerning the Policy of Apartheid of the Republic of South Africa. ILO, 1966, 33p. \$0.50

以上のうち、1, 2, 3, 4, 9, 19, 21, のパンフレットは国連広報センターで無料配布している。1～15までの国連刊行のものは、以下の国内各図書館に備えられており、利用を一般に公開している。

国内の国連図書館

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 国立国会図書館国連資料室 | 東京都千代田区永田町1—14 (電581—2331) |
| 国連資料室 | 東京都文京区本郷7丁目3—1 東京大学附属図書館内 (電812—2111) |
| 京都国連寄託図書館 | 京都市下京区塩小路通新町 関電ビル内 (電371—8141 内277) |
| 国連寄託図書館 | 札幌市北八条西五丁目 北海道大学経済学部内 (電71—2111) |
| 国連寄託図書館 | 仙台市片平町75 東北大学附属図書館内 (電23—5111) |
| 国連図書館 | 広島市千田町 広島大学附属図書館内 (電41—1225) |
| 国連寄託図書館 | 北九州市小倉町 小倉中央図書館内 (電57—2314) |
| 国連広報センター | 東京都千代田区大手町新大手町ビル411 (電211—1026) |

昭和43年9月10日 印刷
昭和43年9月15日 発行

発行者

国際連合広報センター

東京都千代田区大手町2-4
新大手町ビル411号
電話211-1026～9番

Title: "Apartheid and Repressive Measures in South Africa"
by Mr. Petr Nedbailo, Chairman of UNCHR
Language : Japanese
Job No. :67-19446
Date: 7 September 1967
Q'ty.: 2,000 copies